

第3号

昭和30年6月25日発行

広報

富士市役所
市長
藤士富加
所人行印發行

人員異動について

富士市長 遠藤脩治

月日の経つのは早いもので、三ヶ月村合併しましてから、一年三ヶ月になります。合併当初の人事につきましては、相当慎重に考えて部署を定めましたが、吏員一人一人の個性も把握できず、従つて、事務内容についても、適不適がはつきり掴めなかつた感もありましたので、合併後一ヶ月間、これを慎重に観察してきました。

最も少い人員と経費で、最大の能率を上げると、云う事は、誰しも考へることあります。事実これを行う事は、いろいろな険路があり困難が伴います。第一に着手しなければならないものは、各人の個性を活かして適材を適所に置くことあります。前にも述べ

駐留軍より被害を受けた場合の処置について

(総務課)

1. 駐留軍とはアメリカ合衆国軍の軍人軍属及び軍に雇はれている日本人労務者等から被害を受けた場合はその被害の内容に応じ損害の補償請求が出来ます

2. 手続はどうするか

あなたが財産又は身体その他の損害を受けられたときは最寄の調達局(横浜

調達局)又は調達事務所では手続について一切の御相談に応じます。富士市

まことに、過去一年間、慎重に検討した結果、課長以下三十有余人の配置転換を行いました。私のモットーとして居る処は永年勤めて居るから課長にしなければとか、或は高給者であるから課

長補佐にせねばとか、と云ふようなことは考えて居ないと云うことあります。従つて今回の異動になりました。乍らこれで充分でないかも知れませんが、今後も充分研究して人事の刷新を図つて行きたいと思ひます。吏員各位の御理解と市民の皆さんの御協力と御援助とを

御願いたします。

然し乍らこれで充分でないかも

あります。従つて今回の異動に

この点は充分織り込んで断行いたしました。

なことは考えて居ないと云うこと

あります。従つて今回の異動に

この点は充分織り込んで断行いたしました。